

↳ 譲渡収入金額

Q : 私は、この度、3,000万円（時価相当額）で土地を譲渡する売買契約を交わし、契約の成立と同時にその土地を買主に引き渡しました。買主からは、支払期日が2年後の約束手形（額面3,000万円）と438万円の割引料相当額とを受け取ったのですが、この場合の譲渡所得の収入金額はどのようになるでしょうか？

A : 3,000万円は譲渡所得の収入金額となり、割引料相当額として支払いを受ける金額は雑所得の収入金額となります。

【解説】

譲渡所得の収入金額とは、他の所得と同様、収入すべき金額をいいます。

この収入すべき金額とは、収入する権利の確定した金額をいうものと解されていますから、例えば、代金の一部を受け取っていない場合や、譲渡代金を月賦又は年賦で受ける場合であっても、収入すべき権利の確定しているときは、これらの金額を含めたものが収入金額となります。

ご質問の場合は、3,000万円は資産の引渡しがあった年の譲渡所得の収入金額となり、割引料相当額 438万円は受け取った年の雑所得の収入金額となります。

なお、受取手形を割引き、割引料を支払ったときは、その支払金額は、雑所得の計算上必要経費に算入されます。

